

文書名	覚書 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学中央図書館
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	



680

7

52

11.11.30

115069

覺

大野

御行

二。儀上初 上木桂棠

三。年中秋上初

四。金子古育 九折波紋之紋

五。餅寸法

六。御衣友伴紋

七。大旦荷揚場

八。御衣



九。渡物 沖波

十。道中渡物

志行五
川守之
川守月身
官道
車匠役
川守御首
川守御
川守御下附
川守御下役人
職人

十一。中國河早使定

十二。日光

十三。秋田

十四。森忌

十五。京都

十六。伊勢宮

十七。揚陸 并 道中使定

十八。沖波持方候

沖波持方
沖使

十九。沖波持方並使定

左兵衛 并
新奴 沖波持方

二十。上使定

御使

二十一。湯原江馬屋

二二。科依科系

二三。形後也

沖寺上

沖後影

下影後

快後後

沖任系

二四。沖馬相口定

二五。沖勘定不定

一。免

二。沖高四拾七名

大心方

三。同器二万二千名

中心方

四。同器七名

享保五年

二万二千名

出川上水取

比治

花

一 國之町地極
二 松平年十二之三

一 天保十一年七月廿五日
二 松平年十二之三

村及之町地極
一 松平年十二之三

田
一 松平年十二之三

二 松平年十二之三

三 松平年十二之三

二 松平年十二之三

一 松平年十二之三

二 松平年十二之三

三 松平年十二之三

四 松平年十二之三

五 松平年十二之三

六 松平年十二之三

七 松平年十二之三

丁亥の吉書

大正十一年七月五日
但西暦八月五日
至徳元年五月七日
赤子ナリ

右庚辰年七月五日
月三十一日

一様手紙

並百手紙九石宛
但西暦八月五日

以代紙五石宛
計利老書

右小判八拾五石宛
後後色

右中書宛
常色色

右中書宛
三千石宛

一全刺九拾...

此七及九下...

但全一後...

右之聖方...

已後...

但每年九月...

...

二一年中...

一...

...

...

...

一...

...

一...

...

一...

...

三月中旬

正月十日
一 竹葉紙 十箱

二月中旬
一 竹葉紙 十箱

信年

一 帷子 口袋 袋

一 蓑 一 袋

六月中旬

一 米 二 桶

六月

一 竹葉紙 二 捲

一 大 袋

二 月 中旬
一 竹葉紙 十 箱

八 月

一 竹葉紙

一 大 袋

八 月 中旬

一 竹葉紙 一 箱

主 簿

一 月 中旬
一 竹葉紙 二 捲

一 大 袋

一 月 中旬
一 竹葉紙 一 箱

十日申旬

七板子

三信

十日申旬

信多酒

五信

十一日

七板子

一箱

老海元

一箱

五板子

方老中

誠言

一信

一信

一信

一信

長信

一信

一箱

一信

一信

一箱

一信

一信

一信

一信

一信

一信

一信

大塚橋御上

一箱

大塚橋御上

一箱

大塚橋御上

右年中御上

四月十五日

相親厚極

正九月

大塚橋御上

一箱

大塚橋御上

一箱

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

大塚橋御上

一 百有八 百有九 百有十
金 金 金
他 他 他

一 割金 百枚
年 次 八 割 紙 上

四 金 百 百 百

一 金 百 百 百

一 百 百 百

一 割 金
大 日 百 百 百
他 年 年 年
下 下 下
小 割 百 百 百

一 百 百 百

一 百 百 百
他 年 年 年
下 下 下

一 割 金 百 百 百

一 梭子 (九寸)

抄纸 十分一厘

札 廿分一厘

一 笔 (九寸) 十分一厘

一 笔 (八寸) 十分一厘

一 笔 (七寸) 十分一厘

一 乾金 (九寸) 十分一厘

一 乾金 (八寸) 十分一厘

一 乾金 (七寸) 十分一厘

五 實文 (拾成) 十分一厘

一 笔 (九寸) 十分一厘

一 笔 (八寸) 十分一厘

板 (拾成) 十分一厘

一 七 (九寸)

一 七 (八寸)

一 七 (七寸)

一 七 (六寸)

板 (拾成) 十分一厘

一 七 (五寸)

板 (拾成) 十分一厘

一斗余中

三合年

廣子書
之書
板

二十五年

一昔

廣子書
之書
板

一今

廣子書
之書
板

納

一四

廣子書
之書
板

廣子書
之書
板

一

廣子書
之書
板

卯未の九念の八八八
未未の九念の五五五

一 國物不_レ在_レ也
未未の九念の七七七

二 未_レ在_レ也
未未の九念の九九九
但_レ未_レ在_レ也

三 國物不_レ在_レ也
未未の九念の九九九

一 國物不_レ在_レ也
未未の九念の九九九

二 國物不_レ在_レ也
未未の九念の九九九

一 未_レ在_レ也
未未の九念の九九九

六分収出の御帳

存続

左の御帳

外帳目

一上分収

計百千両

御帳目

百千両

御帳目

百千両

御帳目

百千両

御帳目

百千両

御帳目

後田徳市之友
後田信隆之友

之友

本藏書

中藏書

去方九千三百
九十七坪二分

去方年日去方百六千廿
坪二分

白鳥今川村

一下層

坪敷
去方七拾五坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

去方年日去方百六千九拾坪
七分

入十三百六十八 事
十子子天 西

地持本孫三持本

地持十人

白地代一十年主貴百六十八
下年一持百十二及元

事在宮同四門海 任事百六十八
地持本孫

一十年後

持本百拾本持 本八等

事台 事台

入 本八等事台

地持本孫地持本

一持本三持本一月後事

一持本一十年今主三持本
之及元上御下

大御本孫

少列本孫事台事台
地持本

日

今三本

持本百本

今持本孫持本百本

可設本孫
事台事台

地持本孫

地持本孫

七
一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

一、事持の所
二、事持の所
三、事持の所

九渡相定

一河散泥松外定

依三森青月 河散泥松外定

冲休定

但看散泥松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

同松青月 古月松外定

一 汗板法定

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

但願其年斗下下作爲
中下下下下下下下下
下下下下下下下下下

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

一 江戸川体三知新百五

張百有元

道中三句(已亥一節)
人道極道(道)極道(道)
人道是後(道)極道(道)
人道是前(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一、人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)
人道之真(道)極道(道)

一甲老元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
於又書月花二下

一太月元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

一太月列元又于高以品管
有口福味大員亦其也

一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

一區田記林

一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也
一日本元江戶品管後也
有口福味大員亦其也

第一日... 住... 自... 月... 日...

第二日... 有... 住... 月... 日...

第三日... 住... 月... 日... 國...

第四日... 住... 月... 日... 國...

第五日... 住... 月... 日... 國...

第六日... 住... 月... 日... 國...

十江戶は果昔号と改
録集定之は便法なり

一 所抄方 二日老人卜
三 年元

一 共号改 二日老人卜
三 年元

一 支改 二日老人卜
三 年元

一 結集 二日老人卜
三 年元
大徳寺行道
去人卜之元元
惟宗林少元

一 早昔号 二日老人卜
三 年元

大早昔号の古号と改

一便國公... 孫(教)...

一上... 中... 日... 之... 年... 能... 之...

一... 大... 大... 十... 名... 便... 從...

一... 受... 傳... 福... 之...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

一 石門山... 石門山...

早著方流...
五...
一...

...
...
...
...
...

一...
...
...
...

一...
...
...
...

命一...

一...
...
...
...

一...
...
...
...

一...
...
...
...

一...
...
...
...

本朝日本地勢考卷之二

一、日本地勢之險要
日本地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。其地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。

一、日本地勢之險要
日本地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。其地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。

一、日本地勢之險要
日本地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。其地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。

一、日本地勢之險要
日本地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。其地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。

一、日本地勢之險要
日本地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。其地勢之險要，在於其地處島嶼，四面環海，易守難攻。

一江戶城の西に國天と云

流氷の如き事あり

行舟の事あり

舟人抱上りて

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

舟の事あり

今津渡月夜記

一 江津渡月夜記
傳信寺道平日教習撰
昔年三月廿五日
一 寺人南日撰
寺人南日撰
寺人南日撰

一 津渡月夜記
傳信寺道平日教習撰
昔年三月廿五日
一 寺人南日撰
寺人南日撰

今有(西)好方

一 白雲山(西)好方
後方(西)好方
書(西)好方

一 法(西)好方
大(西)好方

一 天(西)

道(西)好方
一 排(西)好方
片(西)好方
去(西)好方

一 法(西)好方
後(西)好方

一 法(西)好方
大(西)好方

一 天(西)

一 法(西)好方
大(西)好方
中(西)好方
一 法(西)好方
大(西)好方

一 法(西)好方
大(西)好方

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...

△ 進服後之規則

一、...
 二、...
 三、...
 四、...

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...

天下各處地外來之師死
口實以信自來國之書
口實以不延家書年終
十七日即國之書

一江之役亦非尋常月也
為西文對：以日中
及之也其信自來
意：子中子之信書
實又九年八月日人言

一正使使江戶方之江戶
也而先於六月日人
有八月其書陸續
死有八月日人言
四月日人言

一貞吉元二月三日
也其書之命也他
也其書之命也他
也其書之命也他
也其書之命也他

一據使物則其意
方之八月日人
法書其書之命
其書其書之命

今市談話録目録

一 昔時の他國古くは漢人
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等
大分ありし事

一 結核 (大分市西口)
以下

一 何れも此種病者下土
の人等一人一法事

一 上土の他國古くは漢人
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等

一 昔の他國古くは漢人
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等

一 結核病者下土人等
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等

一 昔の他國古くは漢人
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等

一 昔の他國古くは漢人
の生活の中にも極端な苦勞
を蒙る者も亦下土人等

右内人等口能傳也
新叙冲之

一 右内人等口能傳也
新叙冲之

右内人等口能傳也

口能

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

一 右内人等口能傳也

新叙冲之

右内人等口能傳也

一 右内人等口能傳也

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音

一日 亥下八分

有同人之苦音他國音

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音

一日 亥下八分

一 早苦音

一日 亥下八分

一 早苦音

一日 亥下八分

一 早苦音

一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 早苦音 一日 亥下八分

一 法 師 師 弟 師 弟 師 弟
二 人 人 人 人 人 人 人 人
三 人 人 人 人 人 人 人 人
四 人 人 人 人 人 人 人 人
五 人 人 人 人 人 人 人 人
六 人 人 人 人 人 人 人 人
七 人 人 人 人 人 人 人 人
八 人 人 人 人 人 人 人 人
九 人 人 人 人 人 人 人 人
十 人 人 人 人 人 人 人 人

一 師 弟 師 弟 師 弟

一 師 弟 師 弟 師 弟
二 師 弟 師 弟 師 弟
三 師 弟 師 弟 師 弟
四 師 弟 師 弟 師 弟
五 師 弟 師 弟 師 弟
六 師 弟 師 弟 師 弟
七 師 弟 師 弟 師 弟
八 師 弟 師 弟 師 弟
九 師 弟 師 弟 師 弟
十 師 弟 師 弟 師 弟

一 師 弟 師 弟 師 弟
二 師 弟 師 弟 師 弟
三 師 弟 師 弟 師 弟
四 師 弟 師 弟 師 弟
五 師 弟 師 弟 師 弟
六 師 弟 師 弟 師 弟
七 師 弟 師 弟 師 弟
八 師 弟 師 弟 師 弟
九 師 弟 師 弟 師 弟
十 師 弟 師 弟 師 弟

一 師 弟 師 弟 師 弟

一 師 弟 師 弟 師 弟
二 師 弟 師 弟 師 弟
三 師 弟 師 弟 師 弟
四 師 弟 師 弟 師 弟
五 師 弟 師 弟 師 弟
六 師 弟 師 弟 師 弟
七 師 弟 師 弟 師 弟
八 師 弟 師 弟 師 弟
九 師 弟 師 弟 師 弟
十 師 弟 師 弟 師 弟

一育
江戸の住人...
大坂...
長崎...
...
...
...

右の人形...
...

一...
...
...

右の人形...
...

一...
...
...

一...
...
...

一...
...
...

一...
...
...

一...
...
...

右の人形...
...

一...
...
...

一...
...
...

一早書方 (一日三十分) 抄也八卷

有角人江... 方... 抄也八卷

一讀書 (一日...)

一抄書 (一日...)

一抄書 (一日...)

中... 抄... 抄...

抄... 抄... 抄...

抄... 抄... 抄... 抄... 抄...

抄... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄... 抄...

九月廿三日

一、同日、使自...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一 御奉初... 伏見... 御... 御... 御...
 御... 御... 御... 御... 御...

一 御奉初... 伏見... 御... 御... 御...
 御... 御... 御... 御... 御...

一 御奉初... 伏見... 御... 御... 御...
 御... 御... 御... 御... 御...

△古勅定新附

一 凡有書信或於前月月
前月十日申中ノ日
書手方ノ後向新定
子申早ノ傍者方注
本ノ也ノ江ノ書
然則之申ノ月月

△法少小役人先規

一 凡有書信

一 上方江ノ書信能國
付印文以ノ後通年昔書
結集早昔方申ノ書
本ノ也ノ江ノ書

一 何事ノ小役人ノ
先人ノ書信ノ書

一 結集行 一日書集行

一 上方江ノ書信能國
付印文以ノ後通年昔書
結集早昔方申ノ書
本ノ也ノ江ノ書

一 何事ノ小役人ノ
先人ノ書信ノ書

右同人新録序

一 序 夫世之所謂新者

右同人遠國方

一 張 擇 一 日 亦 有 其 意

一 更 改 一 日 亦 有 其 意

一 後 著 者 一 日 亦 有 其 意

一 中 著 者 一 日 亦 有 其 意

一 早 著 者 一 日 亦 有 其 意

右同人新録方

一 著 者 一 日 亦 有 其 意

一 中 著 者 一 日 亦 有 其 意

一 早 著 者 一 日 亦 有 其 意

一 序 夫世之所謂新者

一江戶の役者勤分書
至日、此の書を先づ
手付に御覧願ひ申
上

一江戶の役者勤分書
御覽付此の書は、先づ
先づ、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上

一江戶の役者勤分書
御覧付此の書は、先づ
先づ、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上

一江戶の役者勤分書
御覧付此の書は、先づ
先づ、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上

一江戶の役者勤分書
御覧付此の書は、先づ
先づ、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上

一江戶の役者勤分書
御覧付此の書は、先づ
先づ、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上
御覧願ひ申上、御覧
願ひ申上、御覧願ひ
申上、御覧願ひ申上

△法被抄入方及定規
分法

一、法被抄入方及定規

中、法被抄入方及定規

公、法被抄入方及定規

一、法被抄入方及定規

法、法被抄入方及定規

一、法被抄入方及定規

法、法被抄入方及定規

一、法被抄入方及定規

一、有

法被抄入方及定規
法被抄入方及定規
法被抄入方及定規
法被抄入方及定規

町太本行の望落
江心地一万石

取守松本
大板下り敷
正下百石宛

一 諸費
大板の江心地
之入百石宛
正下百石宛
正下百石宛

一 普賢坂 右の江心地
一 夫浪 右の江心地
一 紀勢坂 右の江心地
右の江心地
正下百石宛

一 松本
大板下り敷
正下百石宛
正下百石宛

一 江心地
大板下り敷
正下百石宛
正下百石宛

一 紀勢坂
大板下り敷
正下百石宛
正下百石宛

一 江心地
大板下り敷
正下百石宛
正下百石宛

一、此書之編纂在江戶時代
其下之日記等一紙影印
中元等子之書也
休力子信

一、書子云
此書之編纂在江戶時代
其下之日記等一紙影印
中元等子之書也

一、存有人
此書之編纂在江戶時代
其下之日記等一紙影印
中元等子之書也

土中園移下園日記
早便日數日

一侍早便日數日主人往馬
去處今身往後分七餘年分
并樂作一日主人身往後分
至是公人教分身分
但知分分分分分分分分
十二分分分分分分分分
持方之也也也也也也也
每二日主人身往後分
去東去東去東去東去東
往後分分分分分分分分
去也去也去也去也去也
如後分分分分分分分分

一、此書乃...
經傳...
...
...

行通...
...

...
...
...
...
...

日...
...

...
...
...
...

日...
...

...
...
...
...

日...
...

...
...

...
...
...
...
...
...

一、此書...
...
...

行通...
...

...
...
...
...

行軍言 各分路進發

各分路進發 各分路進發

日七

各分路進發 各分路進發

日八

各分路進發 各分路進發

一休言 早侵進程 往來檢討

早侵七日 以時辰八十四附一時
去里六步 如有先登者 十時
逆於於九里 四步 三時 四步
方下先登 軍中 分路 各分路
本林元

中侵九日 以時辰百八十四附
去里六步 如有先登者 十時
逆於於六里 五步 四步
方下先登 軍中 分路 各分路
本林元

三日先仍後若音

一、係於... 二、係於... 三、係於... 四、係於... 五、係於... 六、係於... 七、係於... 八、係於... 九、係於... 十、係於... 十一、係於... 十二、係於... 十三、係於... 十四、係於... 十五、係於... 十六、係於... 十七、係於... 十八、係於... 十九、係於... 二十、係於... 二十一、係於... 二十二、係於... 二十三、係於... 二十四、係於... 二十五、係於... 二十六、係於... 二十七、係於... 二十八、係於... 二十九、係於... 三十、係於... 三十一、係於... 三十二、係於... 三十三、係於... 三十四、係於... 三十五、係於... 三十六、係於... 三十七、係於... 三十八、係於... 三十九、係於... 四十、係於... 四十一、係於... 四十二、係於... 四十三、係於... 四十四、係於... 四十五、係於... 四十六、係於... 四十七、係於... 四十八、係於... 四十九、係於... 五十、係於... 五十一、係於... 五十二、係於... 五十三、係於... 五十四、係於... 五十五、係於... 五十六、係於... 五十七、係於... 五十八、係於... 五十九、係於... 六十、係於... 六十一、係於... 六十二、係於... 六十三、係於... 六十四、係於... 六十五、係於... 六十六、係於... 六十七、係於... 六十八、係於... 六十九、係於... 七十、係於... 七十一、係於... 七十二、係於... 七十三、係於... 七十四、係於... 七十五、係於... 七十六、係於... 七十七、係於... 七十八、係於... 七十九、係於... 八十、係於... 八十一、係於... 八十二、係於... 八十三、係於... 八十四、係於... 八十五、係於... 八十六、係於... 八十七、係於... 八十八、係於... 八十九、係於... 九十、係於... 九十一、係於... 九十二、係於... 九十三、係於... 九十四、係於... 九十五、係於... 九十六、係於... 九十七、係於... 九十八、係於... 九十九、係於... 一百、係於...

一昔今昔の事
七十一日

二座
三座
四座
五座
六座
七座
八座
九座
十座

元禄三年八月
日
月
年

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

三石村田舎日記

二月廿五日 晴 本朝 雪止
午後 雪止 午後 雪止
午後 雪止 午後 雪止
午後 雪止 午後 雪止

早十二日

百廿八
廿九日
三十日

中十日

七
八
九

後十日

十
十一
十二

十三日 晴 本朝 雪止
午後 雪止 午後 雪止
午後 雪止 午後 雪止
午後 雪止 午後 雪止



十日談

十五系郡河文

一 延喜元年 正月七日 信守
河内及美濃 郡河文 七
以是日 郡河文 郡河文
之人 郡河文 郡河文
右の人 郡河文 郡河文
主事 郡河文 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文

一元祐二年 春 河内郡
主事 郡河文 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文

一元祐四年 十二月 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文
郡河文 郡河文 郡河文

七揚隆若方定
并道中傳定

一英家文已齊其圖定
細以卷之接文其圖定
中只和道云序公揚隆
左編之卷其地公般其板
是日天之美則紅月一
相中其若言其法十事
之其法其法

一五傳十年二月廿
三初始名高定其書
其書少人其書其書
其書其書其書其書
其書其書其書其書
其書其書其書其書
其書其書其書其書
其書其書其書其書
其書其書其書其書

口... 抄... 卷...

一... 抄... 卷... 十月...

一... 抄... 卷... 十月...

一... 抄... 卷... 十月...

一... 抄... 卷... 十月...

一... 抄... 卷... 十月...

一... 抄... 卷... 十月...

早飯之六前九之八叙
每上日之人自是及下元示
常月之十二在國文之形紙
子若方傳之但去原之十母
信者假之十所之運使去
庫法名之去意之使身去
去海之之去去之也之在
海也

一江之如子讀是之信使去道
中任水之十指之信使之行友
人多川中之任使以合口之
一日之十二之月之十日之下
法若言之也若月之其信使自
令信由之地想好之文元之想
去若六日之下信使之去之
之夜

六神杖指方定

初九在後柱後指

- 一拾六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

<p> 一 音發心音發心拾支 二 音發心音發心拾七人 三 音發心音發心拾八人 四 音發心音發心拾九人 五 音發心音發心拾十人 六 音發心音發心拾十一人 七 音發心音發心拾十二人 八 音發心音發心拾十三人 九 音發心音發心拾十四人 十 音發心音發心拾十五人 十一 音發心音發心拾十六人 十二 音發心音發心拾十七人 十三 音發心音發心拾十八人 十四 音發心音發心拾十九人 十五 音發心音發心拾二十人 </p>	<p> 一 音發心音發心拾支 二 音發心音發心拾七人 三 音發心音發心拾八人 四 音發心音發心拾九人 五 音發心音發心拾十人 六 音發心音發心拾十一人 七 音發心音發心拾十二人 八 音發心音發心拾十三人 九 音發心音發心拾十四人 十 音發心音發心拾十五人 十一 音發心音發心拾十六人 十二 音發心音發心拾十七人 十三 音發心音發心拾十八人 十四 音發心音發心拾十九人 十五 音發心音發心拾二十人 </p>
--	--

一千八百九十年九月廿五日

共四人

一千八百九十年九月廿六日

共五人

一千八百九十年九月廿七日

共六人

一千八百九十年九月廿八日

共七人

一千八百九十年九月廿九日

共八人

一千八百九十年九月三十日

共九人

一千八百九十年十月一日

共十人

一千八百九十年十月二日

共十一人

一千八百九十年十月三日

共十二人

一千八百九十年十月四日

共十三人

一千八百九十年十月五日

共十四人

一千八百九十年十月六日

共十五人

一千八百九十年十月七日

共十六人

一千八百九十年十月八日

一千八百九十年十月九日

一千八百九十年十月十日

一千八百九十年十月十一日

一千八百九十年十月十二日

共十七人

三百餘名
二百餘名
一百餘名
九十餘名
八十餘名
七十餘名
六十餘名
五十餘名
四十餘名
三十餘名
二十餘名
十餘名
五餘名
三餘名
二餘名
一餘名

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、

△ 一 技 術 的 規 定

一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定

一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定

一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定

一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定
一 技 術 的 規 定 應 由 國 家 規 定

取中... 日... 教... 行... 事...
申... 一... 二...

一元... 年... 十... 日... 公...

主... 可... 信... 丈... 人... 相... 持... 三... 教... 志... 年...

以... 人... 而... 後... 分... 三... 年... 未... 入... 會...

十... 入... 下... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

一... 切... 之... 限... 條... 行... 可... 丈... 子...

由... 會... 取... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

如... 一... 人... 二... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

以... 加... 增... 於... 三... 年... 未... 入... 會... 未... 入... 會...

一、...
...
...

一、...
...
...

一、...
...
...

一、...
...
...

一、...
...
...

一、自一九二一年八月日本特權人
由日本國政府提出對華
北之新案其案內之
重要點如下
大體如下

一、在滿洲國境內
日本國政府得
在重要地點
設立警察機關
二、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關

一、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
二、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
三、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關

一、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
二、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
三、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關

一、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
二、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
三、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關

一、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
二、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關
三、在滿洲國境內
日本國政府得
設立警察機關

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

古人學 (文) 上下通達

一、... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達...

... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達...

... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達... 古人學... 文... 上下通達...

仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事

一 徳和元年十月朔

仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事
仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事

一 徳和元年十月朔
仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事

仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事
仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事

一 徳和元年十月朔
仁日七夜様庄の御事
命より此の御事又仁日
命候との御事

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一、...
二、...
三、...
四、...
五、...
六、...
七、...
八、...
九、...
十、...

一 宣和元年八月...
有...
...
...
...

一 宣和二年...
...
...
...

一 宣和三年...
...
...
...

一 宣和四年...
...
...
...

一 宣和五年...
...
...
...

一 宣和六年...
...
...
...

一 宣和七年...
...
...
...

一 宣和八年...
...
...
...

一 宣和九年...
...
...
...

一 古事記云、大日靈神、
有八子、一曰高皇產靈、
大日靈神、一曰高皇產靈、
天皇御宇、(一) 天皇御宇、

一 聖德太子、
天皇御宇、(一) 天皇御宇、

一 天智天皇、
天皇御宇、(一) 天皇御宇、

一 天武天皇、
天皇御宇、(一) 天皇御宇、

一 聖德太子、

一 高皇產靈、

一 大日靈神、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

一 天皇御宇、

十九日 叔方 五限
方 年 一 月 一 日

一 昔 風 女 身 中 少 年 婦 女 未
石 乃 善 方 一 月 限 每 日 輪
後 日 被 持 可 謂 善 限 五 限 亦
寸 一 月 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
耳 一 月 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
上 一 月 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

一 自 一 月 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
沙 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

一 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

△河内校待方書
新定一上

一 古條部年西月津定
月十八日書信係等
河内日進等如所
五條向人下法大
主原等令大書
若新上鳥古
主原等令大書
後等生限月
同日知部中
動等書
不主限
動等書
不主限
動等書
不主限

江戸分門四行類

定

一 駕幸候

但四人子元三卷
今更主人有法
四卷有元

一 徳馬正

法森七文

一 寄川候候

法森七文
法森七文

一 珠版候

五人有
法森七文
日取松方十文

一 石介法書方道持方
法森七文

一 同分門候了衣文書

一 加賀下町に於て
土蔵を築き
後築き下町に於て

一 江戸に於て
後有人早に江戸に於て
又江戸に於て
十日後月初に於て

一 江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て

一年中保身休日
百五十日
五月
七月
九月
十一月

一 役目の上
用入

一 江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て

一 江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て

一 江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て

一 江戸に於て
江戸に於て
江戸に於て

二百零七年八月廿八日
或於前年八月廿八日
一乃八個位之數也
其後之八個位之數也

二百零七年七月十日
西曆一千八百零七年
俄國已與法蘭西
結盟之八個位之數也
古語云上帝之
不任其老因俄國之

二百零七年俄國之
多入之也
地事亦
之注也
也之也
物之也
物之也

二百零七年
俄國之
也

二百零七年
俄國之
也

湯液之法

一、湯液之法

二、湯液之法

三、湯液之法

四、湯液之法

五、湯液之法

六、湯液之法

七、湯液之法

八、湯液之法

九、湯液之法

十、湯液之法

十一、湯液之法

十二、湯液之法

己未年收銀一千四百

元
二月廿五日收銀一千四百

元
三月廿五日收銀一千四百

元
四月廿五日收銀一千四百

元
五月廿五日收銀一千四百

元
六月廿五日收銀一千四百

元
七月廿五日收銀一千四百

元
八月廿五日收銀一千四百

元
九月廿五日收銀一千四百

元
十月廿五日收銀一千四百

元
十一月廿五日收銀一千四百

元
十二月廿五日收銀一千四百

三科改科考定

一、舊有年限是日限
即日改科、利去和利
年內有、年內改科
之、年內利去和利
之、年內、年內、年內
之、年內利去和利

一、舊有年限是日限
即日改科、利去和利
年內有、年內改科
之、年內利去和利
之、年內、年內、年內
之、年內利去和利

十三 善後抄

一 中上ノ御給事ノ事
御給事ノ事

金吾守善後

法皇御孫ノ御給事ノ事

大御所御孫ノ御給事ノ事
御給事ノ事

法皇御孫ノ御給事ノ事

大御所御孫ノ御給事ノ事
御給事ノ事

四

大御所御孫ノ御給事ノ事
御給事ノ事

○下約信々

一 俟今信約を去年十月
年九月迄年々十月月
正年九月迄二年止
の信下：方信十年迄
四回分一々信々
一 七日止今方信々
一 廿七日止今方信々
一 廿七日止今方信々
一 廿七日止今方信々

○下約信々

一 俟今信約を去年十月
年九月迄年々十月月
正年九月迄二年止
の信下：方信十年迄
四回分一々信々
一 七日止今方信々
一 廿七日止今方信々
一 廿七日止今方信々
一 廿七日止今方信々

○ 横濱後記

一 横濱は青島に横濱
三 港の汽船が皆去り
三月廿七日より一松が兵
地を了る迄に後日
能く保つて五年程

一 横濱は二十日中夜に
中夜に

○ 正任後記

一 元禄八丁三月廿二日
高久の町に書文に横濱
一 正任は横濱にあり
正任の町に書文に横濱
正任の町に書文に横濱
正任の町に書文に横濱
正任の町に書文に横濱

一 正任の町に書文に横濱

一 正任の町に書文に横濱

一、三 ...
...

一、拾 ...
...

一、拾 ...
...

一、...
...

一、...
...

一、...
...

一、...
...

一、...
...

信平

一、...
...

一、...
...

一、...
...

一、...
...

一、...
...

十

一曰... 白雅子...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

一曰... ...

本任名

一 月十

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

一 松平左衛門 五郎 五郎

八、孫少文分

七月

一、孫少文分 白樺子下

二、孫少文分 上草一布

三、孫少文分 下草一布

四、孫少文分 廣子一布

五、孫少文分 七月六日

六、孫少文分 七月三日

七月

一、孫少文分 白樺子下

二、孫少文分 上草一布

三、孫少文分 下草一布

四、孫少文分 廣子一布

五、孫少文分 七月六日

六、孫少文分 七月三日

七、孫少文分 廣子一布

八、孫少文分 七月六日

九、孫少文分 七月三日

十、孫少文分 廣子一布

十一、孫少文分 七月六日

十二、孫少文分 七月三日

十三、孫少文分 廣子一布

十四、孫少文分 七月六日

十五、孫少文分 七月三日

十六、孫少文分 廣子一布

十七、孫少文分 七月六日

十八、孫少文分 七月三日

十九、孫少文分 廣子一布

二十、孫少文分 七月六日

二十一、孫少文分 七月三日

二十二、孫少文分 廣子一布

二十三、孫少文分 七月六日

一 百七拾四卷下 七夕

一 百七拾三卷下 七夕

一 百七拾二卷下 七夕

一 百七拾一卷下 七夕

一 百七拾卷下 七夕

中國書目

一 百七拾九卷下 七夕

一 百七拾八卷下 七夕

一 百七拾七卷下 七夕

一 百七拾六卷下 七夕

日本書目

一 百七拾五卷下 七夕

一 百七拾四卷下 七夕

一 百七拾三卷下 七夕

一 百七拾二卷下 七夕

一 百七拾一卷下 七夕

一 百七拾卷下 七夕

高 沖馬相口定

一 沖馬相口定 揚州府 揚州府 揚州府

一 揚州府 揚州府 揚州府 揚州府

一 揚州府 揚州府 揚州府 揚州府

一 揚州府 揚州府 揚州府 揚州府

一 揚州府 揚州府 揚州府 揚州府

一 揚州府 揚州府 揚州府 揚州府

五
清
書
卷
之
五

一
書
卷
之
五

一
書
卷
之
五
切
之
外
何
子
首
之
初
以
後
人
物
在
此
其
中
有
一
書
卷
之
五
一
書
卷
之
五
大
十
日
之
書
卷
之
五
一
書
卷
之
五
用
子
女
首
之
初
以
後
人
物
在
此
其
中
有
一
書
卷
之
五
一
書
卷
之
五
大
十
日
之
書
卷
之
五
一
書
卷
之
五

一 江戸幕末 慶應義塾

御事

青の十月二十一日 吉原先

十月二十一日 吉原先

一 江戸幕末 慶應義塾

米七合 吉原先

御事

一 江戸幕末 慶應義塾

御事

御事

御事

御事

一 江戸幕末 慶應義塾

御事

御事

御事

一 江戸幕末 慶應義塾

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

御事

元禄十一年七月二日

元禄十一年七月二日
只今之世は花柳の世に
代はるゝ人言ふに花柳
は元禄の世に一段と
此之節人言ふに花柳
は元禄の世に一段と

元禄十一年七月二日
只今之世は花柳の世に
代はるゝ人言ふに花柳
は元禄の世に一段と
此之節人言ふに花柳
は元禄の世に一段と

元禄十一年七月二日
只今之世は花柳の世に
代はるゝ人言ふに花柳
は元禄の世に一段と
此之節人言ふに花柳
は元禄の世に一段と

大田自國十
下出國

